

**あわらし地方公共団体実行計画
(事務事業編)**

令和6年6月

あわらし市

目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国内外の動向	1
(3) 本市の状況	1
2. 基本的事項	2
(1) 目的	2
(2) 対象とする範囲	2
(3) 対象とする温室効果ガス	2
(4) 計画期間	2
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	2
3. 温室効果ガスの排出状況	3
(1) 「温室効果ガス総排出量」	3
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	4
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	4
4. 温室効果ガスの排出削減目標	5
(1) 目標設定の考え方	5
(2) 温室効果ガスの削減目標	5
5. 目標達成に向けた取組	5
(1) 取組の基本方針	5
(2) 具体的な取組内容	5
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	7
(1) 推進体制	7
(2) 点検・評価・見直し体制	7
(3) 進捗状況の公表	8

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

2015年（平成27年）にフランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、全ての国の参加や適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

(3) 本市の状況

本市では、2007年（平成19年）に環境保全に関する施策の総合的な推進を図るため、第1次あわら市環境基本計画を策定し、5年毎に改定を重ねてきました。2021年（令和3年）に3度目の改定を予定していましたが、社会情勢の変化が著しく、国の目標に準ずるため第2次環境基本計画を策定しました。計画の中では、脱炭素化の実現に向けた数値

目標と行動方針を示し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするため「ゼロカーボンシティ あわら」を宣言しました。

また、2006年（平成18年度）に地球温暖化実行計画（事務事業編）を策定し、庁舎の環境負荷の低減に取り組んできました。

今回、「地球温暖化対策の推進に関する法律（令和3年改正）」（以下「法」という）の第8条の規定に基づき、さらなる排出量削減に取り組むべく、事務事業編を改定することとしました。

2. 基本的事項

(1) 目的

あわら市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「あわら市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、あわら市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

あわら市事務事業編の対象範囲は、あわら市の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

あわら市には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、あわら市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2024年度から2030年度末までを計画期間とします。また、技術の進捗や目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

あわら市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画、第2次あわら市環境基本計画及び第2次あわら市総合振興計画に即して策定します。

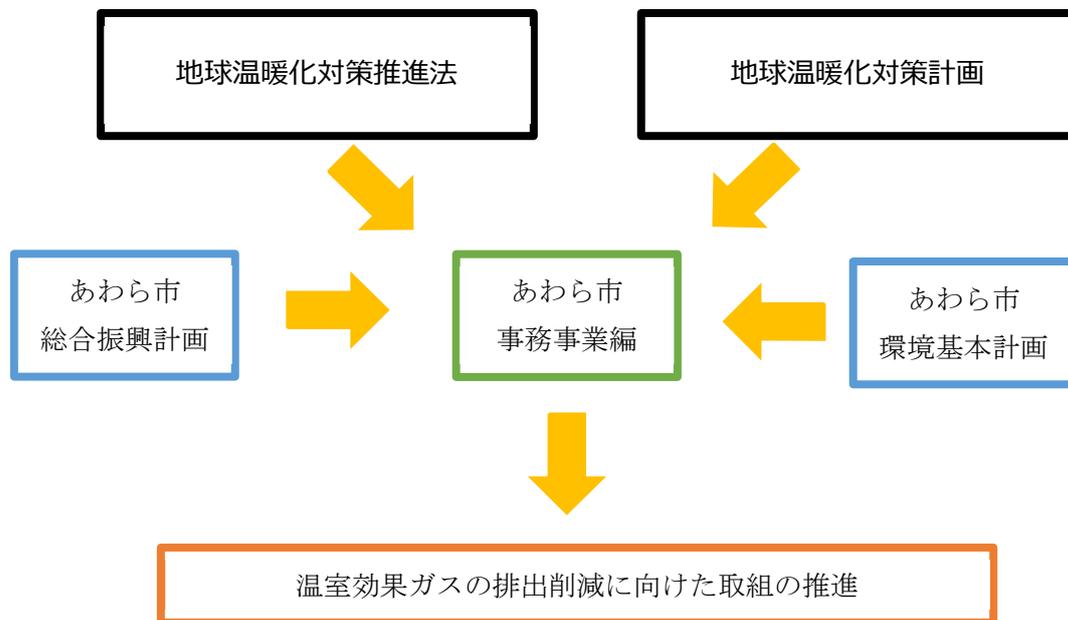


図 1 あわら市事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

あわら市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、2000 年度において、2,653t-CO₂ となっています。ただし、金津町の数値となります。近年は、施設の増加もあり、排出量は増加傾向にあります。

	平成 12 年度 (2000 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)	
	年間使用料	CO ₂ 排出量	年間使用料	CO ₂ 排出量
ガソリン	23,793	56,120	46,332	107,466
軽油	21,124	55,860	17,977	46,381
灯油	96,172	243,161	85,913	213,064
A 重油	63,401	171,036	5,800	15,660
ガス	26,637	160,168	16,720	49,993
電気	2,834,403	1,088,410	8,221,204	3,946,178
合計		1,774,755		4,378,742

図 2 あわら市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

あわら市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、施設別で分析しました。

① 公共施設

増加要因

- 公共施設の増加によるエネルギー消費量の増加
- 燃料転換によるエネルギー消費量の増加
- 記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加

減少要因

- 公共施設へのLED照明の導入による電気消費量の減少
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための公共施設の休館に伴うエネルギー消費量の減少

② 公用車

増加要因

- 公用車の走行距離増加による燃料消費量の増加

減少要因

- EV車導入によるエネルギー消費量の減少

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

あわら市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 公共施設

電源の電気利用が増加したことに伴う、CO₂ 排出量の増加につながっています。公共施設は、新たな気候変動対策として熱中症対策を行うなど大幅なCO₂ 排出量の削減が難しいですが、電気や燃料の利用に伴うCO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 公用車

公用車の走行距離増加に伴い、CO₂ 排出量が増加しています。公用車の利用頻度も増加している傾向があります。

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）へ代替することでCO₂ 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、あわら市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2022年度）比で20%削減することを目標とします。

表1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2022年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	4,435t-CO ₂	3,548t-CO ₂
削減率	-	20%

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に取り組みます。

また、再生可能エネルギーの導入にあたっては、公共施設への太陽光発電の導入やZEB化に向けた改修など推進していきます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の使用の適正化

現在保有している施設設備等の使用の適正化及び削減に取り組み、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- LEDまたは省エネ型機器の導入を進めます。
- 施設の新設及び改修時において、ZEBの実現を目指します。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入基準に基づいた物品等の調達を進めます。
- 温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- ペーパーレス化推進とコピー用紙の再利用に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 避難所等に太陽光発電を導入し、災害時のレジリエンス向上を検討します。
- 車載型蓄電池を災害時の非常用電源としての活用を推進します。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 多様な周知方法を活用して、職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ごみの分別化を徹底し、廃棄物の削減を推進します。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

あわら市事務事業編を推進するために、市民生活部長を本部長とする「ゼロカーボンシティ推進チーム」を設けます。また、関係各課に「ゼロカーボンシティ推進員」を配置し、取組を着実に推進します。

① あわら市ゼロカーボンシティ推進チーム

市民生活部長を本部長とし、関係各課から選出された推進員（GL等）で構成します。あわら市事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② あわら市ゼロカーボンシティ推進チーム事務局

生活環境課長を事務局長とし、生活環境課職員で構成します。事務局は、推進チームの運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、推進チームに報告します。

(2) 点検・評価・見直し体制

あわら市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、あわら市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

あわら市事務事業編の進捗状況は、各課が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進チームに報告します。推進チームは毎年の進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進チームは毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2030年度）に改定を行うこととします。

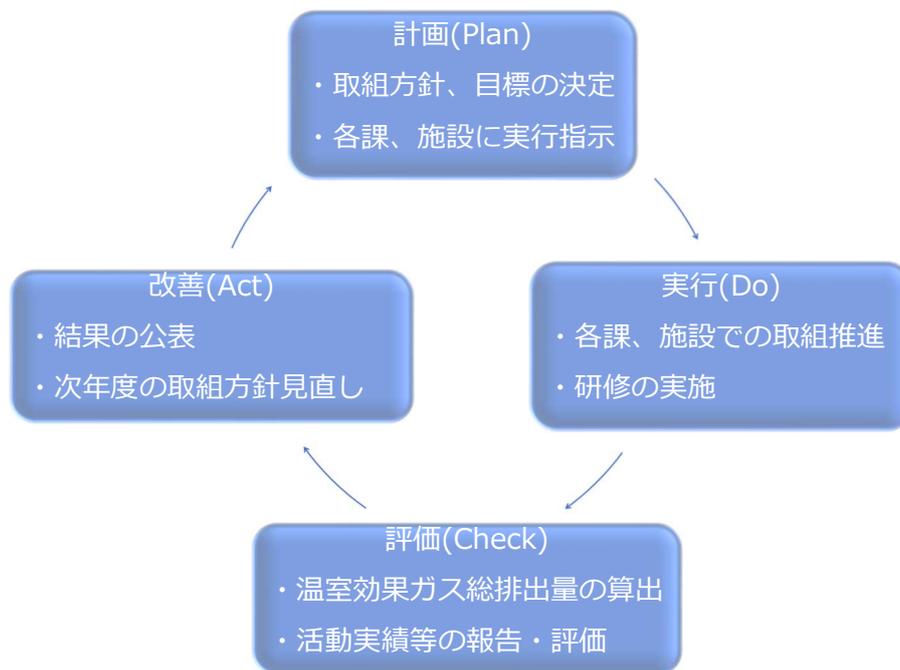


図3 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

あわら市事務事業編の進捗状況は、あわら市のホームページ等で毎年公表します。